

タクシー、運転代行業者等の皆さま

飲酒運転通報訓練に関する規定が 令和2年8月25日から施行されます。

令和2年6月19日に公布された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例」のうち、飲酒運転を見かけた際の通報義務に関する部分が、同年8月25日に施行されます(第24条第3項)。

- ・ 特定事業者(飲食店営業者、酒類販売業者、駐車場所有者等)の方
- ・ タクシー事業者の方
- ・ 運転代行事業者の方

には、条例第24条1項で、

来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあるときは、これを制止し、飲酒運転を現認したときは、警察官に通報しなければならない。

と「**飲酒運転を通報する義務**」が定められています。



この「通報義務」を適切に履行するため、今回の改正で、

- ・ 事業所において飲酒運転を見かけた際の110番通報訓練を実施する
- ・ 県、県警察、警察署が実施する110番通報訓練に参加する

という**努力義務**が定められましたので、これら事業者の皆さまにおかれましては、

- ・ 飲酒運転を見かけた際に110番通報すべき事項
- ・ 具体的な110番通報要領

を従業員の方に習得させる訓練を、朝礼等の機会に実施してください。

「通報訓練のやり方が分からない・・・。」

そのようなときは、最寄の警察署交通課にご相談ください。

皆さまのご協力が、誰かの命を救います。
飲酒運転をゼロにするため、力を貸してください！